

※**㊦**マークの記載があるイベントは参加申し込みが必要です。

“うえのまのええとこ” フォトコンテスト



うえのまのええとこ協議会では、あなたが残したい“うえのまのええとこ”の写真を募集しています。

「古き良きまちなみ」や「まちに集う人の息づかい」などを撮影してみてください。

【応募方法】 次のいずれかの方法でご応募ください。

- 応募票を現像した写真に貼り付けて事務局まで持参または郵送
- インスタグラムで、うえのまのええとこフォトコンテスト (@uenomachi_eetoco) をフォローし、ハッシュタグ「#うえのまのええとこ 2023」をつけ、必要事項を入力して投稿

※詳しくは市ホームページ・募集チラシをご覧ください。チラシは各支所・各地区市民センターにあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【応募期限】 令和6年1月31日(水)

【申込先・問い合わせ】
うえのまのええとこ協議会事務局
(中心市街地推進課内)
☎ 22-9825 FAX 22-9695

「辰の春展」 絵馬・たつの絵募集



令和6年1月4日(木)から7日(日)まで開催する「辰の春展」に展示する絵馬と子どもの部に展示するたつの絵を募集します。

【対象者】

- 絵馬：市内在住の中学生以上
- たつの絵：市内在住の小学生以下

【応募期間】

11月1日(水)～12月11日(月)

【応募方法】

新年の干支(辰)にちなんだ絵馬・たつの絵を作成し、下記まで
※出品点数は1人1点で、自作に限ります。

※絵馬の板や画用紙は生涯学習課で配付します。

【応募先・問い合わせ】 生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692
✉ gakushuu@city.iga.lg.jp

全国一斉「女性の人権 ホットライン」強化月間



夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐるさまざまな人権問題について、法務局職員または人権擁護委員が電話で相談をお受けします。

相談は無料で秘密は厳守します。

【と き】 11月15日(水)～21日(火)

午前8時30分～午後7時

※土・日曜日は午前10時～午後5時
(名古屋法務局対応)

【相談番号】

☎ 0570-070-810 (全国共通)

【問い合わせ】

津地方法務局人権擁護課

☎ 059-228-4193

FAX 059-213-3319

11月・12月は 差押強化月間



税金の滞納を放置することは、自治体の財政を圧迫し行政サービスに支障をきたす恐れがあるだけでなく、納期限内に納税された皆さんとの公平性を欠くことにもなります。

そこで、納税する資力がありながら納税しようとしなない滞納者に対し、法律に基づき差押処分を行っています。

三重県では11月と12月を「差押強化月間」と定め、伊賀市と伊賀県税事務所は差押処分の強化を図ります。

【問い合わせ】 収税課

☎ 22-9612 FAX 22-9618

Jアラート試験放送



「全国瞬時警報システム(Jアラート)」の第3回全国一斉情報伝達試験のため、市内一斉に試験放送します。

【と き】 11月15日(水)

午前11時

【放送内容】 (チャイム音) → 「これはJアラートのテストです」×3回

→ 「こちらは広報いがです」

【問い合わせ】 防災危機対策局

☎ 22-9640 FAX 24-0444

忘れていませんか？ 事業継続支援金



◆伊賀市中小企業エネルギー価格高騰 対策事業継続支援金

エネルギー価格が高騰する中、対象となる市内中小事業者に対し事業継続支援金を最大10万円交付しています。交付申請期限は11月30日(木)(当日消印有効)です。対象となる事業者の皆さんは早めに申請してください。※詳しくは市ホームページをご覧ください。

※申請の手引きや提出書類の様式は市ホームページのほか、本庁舎、上野支所を除く各支所、上野商工会議所、伊賀市商工会(本所・支所)にも設置しています。

【申請先・問い合わせ】

事業継続支援金窓口(商工労働課内)

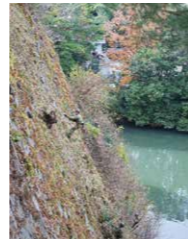
☎ 41-2150

上野公園高石垣 雑木伐採作業



【と き】 11月27日(月)～12月1日(金)

上野公園高石垣の維持管理と景観保持のため、陸上自衛隊第33普通科連隊(久居駐屯地)による高石垣の雑木伐採作業を行います。



終日作業をする 2020年作業の様子
予定の28日(水)、29日(木)、30日(金)は、隊員の皆さんが忍者のように作業をする姿をご覧ください。

【問い合わせ】 都市計画課

☎ 41-0290 FAX 22-9734

＼24ページの答え／

③煙
煙はどんな場所へでもはいりこみます。どんなところへも忍びこめる忍者の能力を示しています。忍者は「煙りの末」とも呼ばれ、畏怖されました。

※設問と回答は「伊賀学検定370問ドリル」(上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集)から抜粋

課税課会計年度任用職員 (一般事務補助員) 募集



【勤務内容】

給与支払報告書の確認作業、申告会場の受付、一般事務補助

【雇用期間・勤務時間】

令和6年1月1日(月)～3月31日(日)
午前9時～午後4時 週5日勤務
※土・日曜日、祝日、1月2日～3日を除く。

【勤務場所】 本庁舎 2階課税課

【募集人数】 若干名

【報酬】 月額123,281円

※国家公務員給与などに準拠して給与改定を行うことがあります。

※距離に応じて交通費を支給します。

【応募方法】 会計年度任用職員選考採用申込書を持参または郵送

【選考方法】 面接

【応募期限】

11月20日(月) 午後5時15分

※郵送の場合は、当日必着

【応募先】 人事課

☎ 22-9605 FAX 22-9742

【業務内容の問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

入札参加資格者名簿 登録業者の納税確認



三重県市町総合事務組合では、令和4～7年度入札参加資格審査申請書(物品・業務委託)提出要領に基づき、中間期納税確認を実施します。

6月30日現在、伊賀市に登録がある業者の弊社へ、三重県市町総合事務組合から通知がありますので、期間内に必要書類を提出してください。

提出がない場合、令和6年度以降の入札に参加できなくなりますので、ご注意ください。

【提出期間】

11月11日(土)～12月25日(月)

【提出方法】 郵送

【提出先・問い合わせ】

三重県市町総合事務組合

共同受付・審査担当

☎ 059-221-3701

FAX 059-227-5494

【問い合わせ】 契約監理課

☎ 22-9810 FAX 22-9837

コミュニティ助成事業



(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としコミュニティ助成事業を実施しています。この宝くじの助成金により地域コミュニティ活動の促進・活性化などを図るため、各地域で備品購入・整備などに活用されました。



○大内区

公民館にテレビ・エアコン・書庫などを購入

○下町区

ノートパソコン、大型テレビ、会議用机・椅子などの備品整備

○山畑区

音響機器、ノートパソコン、プロジェクター、ホワイトボード、会議用机・椅子などの備品整備

○千戸区

千戸区農業公園に遊具とベンチを設置

○真泥区

真泥集落センターにエアコン、テレビ、DVDプレーヤー、LED照明器具を設置

○寺脇区自治会

寺脇区集会所に冷暖房機器、AEDなどを整備

○種生区

種生生活改善センターにプロジェクター、机、椅子などを整備

【問い合わせ】

○上野支所

☎ 22-9633 FAX 22-9628

○伊賀支所

☎ 45-9111 FAX 45-9120

○大山田支所

☎ 47-1150 FAX 46-0135

○青山支所

☎ 52-1112 FAX 52-2174

子育て何でも問い合わせ窓口

子育てに関する手続きや、気になることなど、気軽にお問い合わせください。



【問い合わせ】 こども未来課

☎ 22-9654 FAX 22-9646

ごみの不法投棄は 犯罪です！



不法投棄を行った場合、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

「処理費用がもったいない」などの自分勝手な理由で、テレビや冷蔵庫などの家電製品、タイヤなどを山林の道路脇や空き地などの人目につかない場所へ不法に投棄する行為が後を絶ちません。

市では、このような不法投棄を防ぐためにも、地域や警察と連携して、看板の設置やパトロールなどを行っています。

◆自分の土地の管理は自分が 適正に行いましょう

不法投棄されやすい場所は、「草刈りがされていない」「ごみが散乱している」など、管理が行き届いていない土地です。不法投棄をした人がわからない場合は、土地の所有者が廃棄物の処理をしなければなりません。

不法投棄されないように、日ごろから「定期的に見回りをを行う」、「草刈りや枝払いをして土地を清潔しておく」、「柵を設置するなど、第三者が侵入できない環境をつくる」などの対策を行いましょう。

【問い合わせ】

さくらサイクルセンター

☎ 20-9272 FAX 20-2575

秋季全国火災予防運動



◆「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

【と き】 11月9日(木)～15日(水)

建物火災の大半を住宅火災が占めており、そのほとんどがちょっとした気の緩みや不注意によって起きています。特にこれから冬場にかけて、コンロやストーブが原因の火災が多発します。コンロの周囲やストーブの近くに燃えやすいものを置かない、コンロから離れる時は火を消す、ストーブの火をつけたまま給油しないようにしましょう。

【問い合わせ】 消防本部予防課

☎ 24-9105 FAX 24-9111